令和4年3定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和4年9月28日 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員 総合政策部総務課 担当部課 (総合政策部政策局参事)

質 間 要 냠

答 弁 要 旨

- 知事の政治姿勢について

(一) 安倍元首相の「国葬」について

2 国葬出席の根拠について

地方自治法は「国と地方公共団体との間の基本的関 係」を定めていますが、「地方公共団体は、住民の福祉 の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主したことから、個別の条例ではなく、地方自治法に基づく 的かつ総合的に実施する役割」とされています。

国葬出席は知事本来の職務ではないと考えますが、 道条例において儀礼的儀式に参加する根拠は規定され ているのですか、明らかにしてください。

知事が国葬出席を「公務」とした根拠は何ですか。公 費を支出して国葬に出席した根拠を説明する責任は知 事にあると考えますが、併せて見解を伺います。

【再質問】

国葬出席について、まず、道条例の儀礼的儀式の参 加規定を質問しましたが、答弁がなされませんでした。あ らためて、条例上の規定をお答えください。

が、国の儀式に参加する規定が自治法にはありません。 公務とし、公費を支出する根拠はないと認識しますが、 知事は、自治法の何を根拠にしているのか、また、法定 受託事務として実施したのか、自治事務なのか、お答え ください。

さらに、自治法第2条第2項は、「地域における事務及 びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理 する」としていますが、これは、住民福祉の増進を目的と して、幅広く事務一般を規定したものでありますが、この 規定をもって、国葬参加を公務として公費を支出したと することは、公金の乱用に当たるのではありませんか、見 解を伺います。

【再々質問】

知事は自治法上の自治事務として参列したとのことで ありました。知事の行う事務で法定受託事務に該当しな いことであれば、全て自治事務として認められるとお考え ですか、認識を伺います。

一般に知事が行う自治事務は一定の広範性、多様性したものであります。 は認められていますが、2006年の最高裁判決の調査官 解説によれば「住民の福祉の増進を目的とすると客観的 に見ることができなければ、「地域における事務」には当 たるとすることはできないと言うべき」と述べています。元 首相の葬儀に参列することがどうして道民福祉の増進に 資することになりますか、知事自身にご説明いただきた ٧١°

【知事】

国葬儀への対応についてでありますが、私としては、 国の儀式として決定した国葬儀への正式な案内があっ 事務として、公務で参列をしたものであります。

【知事】

国葬儀への対応についてでありますが、地方自治法 においては、地方公共団体の事務等について包括的 に幅広く規定されているものと認識しており、国葬儀に 次に、「地方自治法に基づく事務」と答弁されました」は、個別の条例ではなく、地方自治法に基づく自治事 務として公務で参列したものであります。

【知事】

国葬儀への対応についてでありますが、地方自治法 においては、地方公共団体の事務等について包括的 |に幅広く規定されているものと認識しており、国葬儀に は、地方自治法に基づく自治事務として公務で参列を

質 問 要 旨 答 弁 要 旨 【特別発言】 知事が国葬に出席することを自治事務だといたしまし た。 しかし私は、再々質問の中で2006年の最高裁判決の 調査官解説を引用して申しあげました。それは、「住民の 福祉の増進を目的とすると客観的に見ることができなけ れば地域における事務に当たるとすることはできないと言 うべき」としているということでありますが、知事の答弁は その点を全く踏まえてはおりませんでした。 したがって、答弁を伺ったうえでも、あえて自治事務と いう風に思われないこと、さらには住民福祉の向上に資 するという説明にはなっていないと言わざるを得ないもの であります。ということはすなわち自治法の解釈の乱用と いうことになります。 国葬に公務として出席したことについての説明責任は 知事自身にあります。道民の合意や納得が得られている とは言えない状態であります。日本は法治国家であり、国 葬に出席した知事が法的根拠を明確にできないことは重 大な問題であるということを、あらためて強く指摘をさせて いただきまして特別発言とさせていただきます。